



川崎南支部だより

第507号 (平成29年3月発行)

発行者
(公社)神奈川労務安全衛生協会
川崎南支部
川崎区櫻町5-13小林ビル101
電話 044-221-9082
FAX 044-221-9083
E-mail kawaminami@roaneikyo.or.jp
編集 広報委員会

平成29年

労働安全衛生祈願祭

川崎南支部

1月24日(火)、神奈川労務安全衛生協会川崎南支部の平成29年労働安全衛生祈願祭が、川崎の稻毛神社において、執り行われました。

当日は、川崎南労働基準監督署の松島署長にご出席いただき、川崎南支部の下村支部長、榎副支部長、各部会の正副部会長と各委員会の正副委員長ならびに会計監査、事務局の総勢18名の参加になりました。

稻毛神社は、JR川崎駅から徒歩10分程の国道15号線沿いにあり、人生の試練困難や病気に打ち勝ち、和を与える由緒ある神社として有名です。創建の年代は明らかではありませんが、御神木大銀杏の樹齢は1000年と推定されます。古くは、武甕槌宮(タケミカツヒヤ)と称され、景行天皇や欽明天皇にゆかりをもつ川崎の古社で、大都市「川崎」の守り神として街の発展を見守ってきました。初詣に始まり、夏祭り、秋の菊祭りなど年間を通して多くの行事で賑わ



い、川崎市民にこよなく親しまれています。また、厄除や交通安全、お宮参りや七五三などでの神徳を求める参拝客も多く訪れてています。

さて平成28年は第12次労働災害防止推進計画の4年目でしたが、労働災害発生状況は、平成27年と比較すると増加しました。平成29年は5か年計画の最終年です。労働災害が1件でも少なくなるよう、安心で

安全な職場作りに向けた願いと、川崎南支部関係各社のより一層の発展ならびに安全衛生活動が充実されることを参加者全員で祈願しました。



川崎南支部行事予定

開催日	曜日	開催時間	内 容	開催場所	募集人員
4月7日	金	13:30	新入社員安全衛生教育	川崎市教育文化会館	80名
4月25日	火	13:30	平成29年度支部定時総会	川崎市労働会館	多数
〃	〃	15:00	行政方針説明会	〃	多数
〃	〃	17:15	同上 情報交換	〃	100名
5月23日	火	9:30	安全管理者選任時研修	川崎市教育文化会館	80名
5月24日	水	9:30			
6月6日	火	13:30	全国安全週間川崎南地区推進大会	川崎市労働会館	400名
6月9日	金	13:30	工事の安全対策研修会	川崎市教育文化会館	100名
6月23日	金	10:00	KYトレーナー養成講習会	川崎市教育文化会館	60名

経営者安全衛生セミナー開催

川崎南労基署関係団体連絡会

平成29年1月24日(火)
川崎日航ホテルに於いて、川崎南労基署関係団体連絡会による「経営者安全衛生セミナー」が開催され、多数の方々が聴講されました。

セミナーでは、神奈川労務安全衛生協会川崎南支部下村支部長ならびに川崎南労働基準監督署松島署長の挨拶に続き、神奈川労働局労働基準部の菊池部長より「労働行政の現状と課題」と題し基調講演がありました。神奈川労働局

の行政方針、最近の労働災害の発生状況、長時間労働、過重労働による健康障害の防止、労働基準法の改正概要等々の説明がありました。

特別講演では、JXエネルギー株式会社女子バスケットボール部（JX-ENEOSサンフラワーズ）部長兼ゼネラルマネージャーとして選手の育成とチームの強化に取組んでおられます。

高橋様は現在部長兼ゼネラルマネージャーとして選手の育成とチームの強化に取組んでおられます。

また全日本バスケットボール女子日本代表チームの強化部長としてチームを率い、昨年のリオオリンピックではベスト8と、その活躍は記憶に新しいところです。講演では、「勝つ組織づくり」のための3つのキーワードを、エピソードを交え紹介されました。組織は個の集まりであり個の高い意識の集まりが強い組織を作る。いかに高い意識を継続させるか。コーチはいつも危機管理を考えておくことが重要である。

JX-ENEOSサンフラワーズは先日の1月8日に開催された、全日本総合バスケット選手権

(皇后杯)において通算21回目の優勝、Wリーグでは、昨年までの8年連続優勝を含め19回の優勝を成し遂げている強豪チームです。

1. 人材を集める（至難の業）
2. 教える（教育）
3. 継ぐ（訓練）

安全衛生等にも通ずる興味深い内容の講演でした。

(広報委員)



支部長



署長



高橋講師

新規加入事業場紹介

平成29年1月以降に加入されました事業場は次の通りです。今後のご協力をよろしくお願いいたします。(敬称略)

事業場名	所在地	代表者名	会員数	電話番号
日栄工業株式会社	川崎市川崎区浮島町7-1	飯塚 善三	46	044-277-4350
川崎事業所	東燃ゼネラル石油株式会社内			

~川崎南労働基準監督署からのお知らせ~

通達・法令改正等について

1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」について

平成13年4月6日付け基発第339号「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関する基準について」を廃止し、新たに平成29年1月20日に「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」を策定しました。労働基準法により、使用者は労働時間を適切に管理する責務を有しています。割増賃金の未払いや過重な長時間労働といった問題を防止するため、労働時間管理のための具体的な措置を示しています。使用者は本ガイドラインにより、より具体的かつ適切に労働時間管理をするよう求められています。ぜひ内容をご確認いただき、現在の労働時間管理に問題がないか、改めて点検をお願いします。

※ 詳細は下記厚生労働省のホームページをご覧いただくか、労働基準監督署にお尋ねください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html

2 労働衛生関連の法令改正について

(1) オルト-トルイジン等を特定化学物質に追加し、特定化学物質等の経皮吸収防止対策を強化(平成29年1月1日施行)

皮膚からの吸収や浸入によってがん等の健康障害を起こすおそれが確認された芳香族アミンのオルト-トルイジン等が、特定化学物質障害予防規則の特定第2類物質・特別管理物質に追加されると共に、経皮吸収による障害のおそれがある一部の特定第1・2類物質について、保護衣等の使用義務が強化されました(平成28年11月30日付け基発1130第4号、平成28年11月30日付け基発1130第12号、平成28年12月5日付け基安発1205第1号)。

※ 詳細は下記ホームページをご覧いただくか、労働基準監督署にお尋ねください。
<http://fofa.jp/kikaku/c.p?22cvxR3xhO>

(2) 新たに27物質を労働安全衛生法施行令別表第9に追加(平成29年3月1日施行)

粉状のアルミニウムやエチレングリコールモノブチルエーテルアセテートなど、新たに一定の有害性が認められた27物質がSDSの交付、物質の名称表示、リスクアセスメント実施等の対象として追加されることになりました(平成28年3月29日付け基発0329第5号ほか)。

<http://fofa.jp/kikaku/c.p?32cvxR3xhO> <http://fofa.jp/kikaku/c.p?42cvxR3xhO>

神奈川労働局ホームページについて

神奈川労働局ではホームページ(<http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)を設け、下記の各種情報を発信していますのでご利用ください。

- ① ニュース&トピックス(報道発表資料、最新のトピックス、イベント、各労働基準監督署・ハローワークからのお知らせ他)
- ② 各種法令・制度・手続き(法令・様式、パンフレット・リーフレット、助成金・奨励金・給付金、法改正のご案内、労働基準関係(労働基準・労働契約・安全衛生・最低賃金・労災保険・労働保険)・雇用関係(雇用保険・職業紹介・外国人雇用対策・労働者派遣・職業訓練)・雇用均等関係の法令・制度・手続きのご案内、他)
- ③ 事例・統計情報(死亡災害・死傷災害の統計、最低賃金の計算例、雇用労働統計(神奈川労働市場月報)、総合労働相談 助言指導・あっせん事例他)
- ④ 窓口案内(神奈川労働局部署一覧、各種相談窓口、監督署・ハローワークの所在地・管轄区域他)

※ 法令・様式には、労働基準法、労働安全衛生法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、労働者派遣事業関係等の法令様式を掲載しています。これをダウンロードして必要事項を記入して届け出を行うことができます。また、労働基準法関係(記載例)も掲載しています。

パンフレット・リーフレットでは、厚生労働省や神奈川労働局で作成した各種パンフレットや資料等をダウンロードすることができます。

平成28年 業種別労働災害発生状況

川崎南労働基準監督署

(平成29年1月末現在)

業種	当 年 (平成28年)	前 年 (平成27年)	増減数	増減率
01 食料品製造	28 (0)	21 (0)	7 (0)	33.3%
02 繊維工業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
03 衣服その他の繊維	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
04 木材・木製品	1 (0)	0 (0)	1 (0)	-
05 家具・装備品	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
06 パルプ等	3 (0)	2 (0)	1 (0)	50.0%
07 印刷・製本	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
08 化学工業	9 (0)	8 (0)	1 (0)	12.5%
09 烹業土石	0 (0)	1 (0)	-1 (0)	-100.0%
10 鉄鋼業	5 (1)	7 (0)	-2 (1)	-28.6%
11 非鉄金属	3 (0)	1 (0)	2 (0)	200.0%
12 金属製品	15 (0)	18 (0)	-3 (0)	-16.7%
13 一般機械器具	1 (0)	7 (0)	-6 (0)	-85.7%
14 電気機械器具	4 (0)	1 (1)	3 (-1)	300.0%
15 輸送機械製造	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0.0%
16 電気・ガス	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
17 その他の製造	5 (0)	1 (0)	4 (0)	400.0%
01 製造業小計	76 (1)	69 (1)	7 (0)	10.1%
02 鉱業小計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
01 土木工事	14 (0)	9 (0)	5 (0)	55.6%
01 鉄骨・鉄筋家屋	16 (0)	19 (0)	-3 (0)	-15.8%
02 木造家屋建築	7 (0)	2 (0)	5 (0)	250.0%
03 建築設備工事	6 (0)	3 (0)	3 (0)	100.0%
09 その他の建築工事	4 (0)	2 (0)	2 (0)	100.0%
02 建築工事	33 (0)	26 (0)	7 (0)	26.9%
03 その他の建設	19 (1)	13 (0)	6 (1)	46.2%
03 建設業小計	66 (1)	48 (0)	18 (1)	37.5%
01 鉄道等	3 (0)	1 (0)	2 (0)	200.0%
02 道路旅客	19 (0)	20 (0)	-1 (0)	-5.0%
03 道路貨物運送	56 (0)	76 (1)	-20 (-1)	-26.3%
04 その他の運輸交通	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
04 運輸交通業小計	78 (0)	97 (1)	-19 (-1)	-19.6%
01 陸上貨物	26 (0)	28 (0)	-2 (0)	-7.1%
02 港湾運送業	3 (0)	2 (2)	1 (-2)	50.0%
05 貨物取扱小計	29 (0)	30 (2)	-1 (-2)	-3.3%
06 農林業小計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
07 畜産・水産業小計	5 (0)	7 (0)	-2 (0)	-28.6%
01 卸売業	9 (0)	12 (1)	-3 (-1)	-25.0%
02 小売業	26 (0)	26 (0)	0 (0)	0.0%
03 理美容業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
04 その他の商業	20 (0)	7 (0)	13 (0)	185.7%
08 商業	55 (0)	45 (1)	10 (-1)	22.2%
09 金融広告業	5 (0)	3 (0)	2 (0)	66.7%
10 映画・演劇業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
11 通信業	5 (0)	4 (0)	1 (0)	25.0%
12 教育研究	3 (0)	0 (0)	3 (0)	-
01 医療保健業	7 (0)	5 (0)	2 (0)	40.0%
02 社会福祉施設	15 (0)	14 (0)	1 (0)	7.1%
03 その他の保健衛生	2 (0)	1 (0)	1 (0)	100.0%
13 保健衛生業	24 (0)	20 (0)	4 (0)	20.0%
01 旅館業	0 (0)	1 (0)	-1 (0)	-100.0%
02 飲食店	22 (0)	25 (0)	-3 (0)	-12.0%
03 その他の接客	2 (0)	7 (0)	-5 (0)	-71.4%
14 接客娯楽	24 (0)	33 (0)	-9 (0)	-27.3%
15 清掃・と畜	33 (0)	26 (0)	7 (0)	26.9%
16 官公署	1 (0)	0 (0)	1 (0)	-
01 派遣業	4 (0)	0 (0)	4 (0)	-
02 その他の事業	19 (0)	11 (0)	8 (0)	72.7%
17 その他の事業	23 (0)	11 (0)	12 (0)	109.1%
合 計	427 (2)	393 (5)	34 (-3)	8.7%

※ 各欄左側の数字は休業4日以上の災害件数、右側()内は死亡災害件数(内数)

部会紹介

教育労務部会です!!



会員事業場の皆さん、こんにちは。我々は教育労務部会です。当部会は、部会長1名、副部会長1名、幹事6名と講師9名以上のメンバーで運営しています。

主な活動内容は、新入社員、管理監督者に対する安全衛生教

育になります。例年、新入社員教育を4月に開催し、職長教育を年4回、安全管理者選任時研修を年2回開催しております。

新入社員教育は、安全衛生規則第59条に基づき、1日間コースを実施しています。

職長教育は、労働安全衛生法第60条に基づき、2日間コースを実施しています。安全管理者選任時研修については、平成18年10月に労働安全衛生関係法令が改正・施行された関係で、それまで開催し

ていた安全管理者能力向上教育にかわり、当該研修を開催することになり法改正から10年目になりますが、沢山の方々が当該研修の2日間コースを受講していただいております。

いずれも、毎回30社以上の企業の方々が受講され、受講者には川崎南支部から修了証を交付させていただいております。

これからも、当部会は講師と幹事の皆さんと一緒に協力し合い、会員事業場の皆さんへの教育活動を推進してまいりますので、各教育への参加および部会活動に、ご支援とご協力を御願い申し上げます。

(教育労務部会)

「健康保持増進研修会」

平成29年2月16日(木)に川崎北支部と共に「健康保持増進研修会」を武蔵小杉ユニオンビルで開催しました。この研修会は、川崎地区産業保健連絡協議会(以下「産健連」)の活動の一環として年に1回開催している研修会です。産健連は川崎市医師会、川崎市内の労働基準監督署、災害防止団体をメンバーに、川崎市内の産業保健活動の推進を目的に平成元年に設立された連絡会です。

「健康保持増進研修会」は産業保健活動の研修会として、監督署から基調講演として「事業場における心身両面の健康保持増進について」と題して講演していただき、特別講演としてその時節でタイミングな講演を外部講師にお願いしています。

今回の研修会では職場でもクローズアップされて来ている腰痛対策をメインテーマに開催し、川崎南支部からは27名、川崎北支部からは14名の計41名の方が受講されました。

基調講演では川崎南監督署から「腰痛予防対策指針」の改定内容の説明と最近のホットな話題として、過重労働、長時間労働の実態(神奈川労働局の過重労働による健康障害防止に係る監督指導結果等)と行政の長時間労働の削減に向けての指導方針が紹介されました。

特別講演は、「職場での腰痛予防について」と題して、専門家である(学)聖マリアンナ医科大学整形外科学講座の赤澤病院教授に講演して頂きました。

内容は最新の研究知見に基づいたもので、脊椎の解剖学的役割にはじまり腰痛の種類、原因等について説明されました。原因が明確な腰痛は約2割で、このうち脊椎・腰に原因があるものと、内臓の病気等で腰そのものの以外に原因がある危険な腰痛があるそうです。一方、約8割は原因が特定できない腰痛で、腰痛の発生状況としては週明け

の月曜日が多く時間帯も午前中が多くみられます。そして最新の研究ではメンタルとの関連性が指摘されており、ストレスの原因を取り除くのも対策の一つだそうです。

また講演の中で、姿勢と腰にかかる負荷の関係から、ストレッチ、筋力トレーニング、持久力トレーニングについても紹介して頂き、更にはぎっくり腰になってしまった時の対応等とても参考になりました。

終了後の質疑応答では、具体的かつ詳細な質問が相次ぎ、腰痛に関する関心の深さを感じました。



経営者のみなさん！従業員の健康づくりに取組みましょう

従業員の健康管理や健康づくりを「投資」と捉えて、事業所が従業員の健康づくりを積極的に行う「健康経営®」が注目されています。まずは経営者のみなさん、従業員の健康づくりを行う方針を定め、社内に周知しましょう。

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

● ● ● 具体的には何をしたらいい？ ● ● ●

①まずは健診！

年に1回の定期健診は会社の義務です。全員が受けられるように日程や回数に配慮を行い、受けていない人には声かけをしましょう。

②健診後は医師からの意見聴取や保健指導を行いましょう。

健診で有所見となった人への対応を医師等に相談したり、要再検査の人へは再検査を促しましょう。

③病気の予防にも取り組みましょう。

健診で指摘される前に普段から健康に気を付けた生活をして、異常がないことが一番です。従業員の皆さんのがたばこ・食事・飲み物・運動・メンタルヘルスなどの状態はいかがですか？経営者の皆さんから率先して声かけを行いましょう。専門機関から講師を社に招き、全員で健康に関する講座を受けて、知識を蓄えるのもよいでしょう。

支援機関

地域産業保健センターや各区役所保健福祉センターでは、健診後の面談や健康講座を実施しています。

また、状況に応じてさまざまな支援機関を御紹介することもできます。

詳しくは [川崎市 地域職域](#) で検索してください。詳しいリーフレットがあります。

協会けんぽ神奈川支部 にご加入の事業所のみなさまへ

「かながわ健康企業宣言」参加企業を募集しています

協会けんぽ神奈川支部では、従業員の皆様の健康づくりを応援するため、「かながわ健康企業宣言」を開始しました。「健康経営®」に取り組む積極的な企業のご参加をお待ちしております。

● ● ● かながわ健康企業宣言に取り組むと ● ● ●

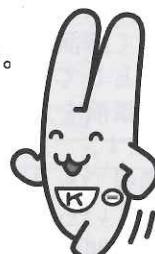
- ◆ 生活習慣の改善が必要な方へ、保健師・管理栄養士が無料で改善のためのサポートをします。
- ◆ 職場で取り組む健康づくりに合った健康講座を無料で受けることができます。
- ◆ 企業名や健康づくりの取組内容が、協会けんぽのホームページや広報誌に掲載されます。
- ◆ 神奈川県から、CHO構想（健康経営）に関する様々なサポートを受けることができます。

【CHO構想（健康経営）とは・・・】 企業や団体が、従業員やその家族の健康づくりを企業経営の一部と位置づけ、経営責任として、従業員等の健康マネジメントを進める神奈川県の取組です。

 健康優良企業の認定を受けた場合には、認定企業であることをアピールすることで、イメージアップによる人材確保につながります

制度の詳細・参加方法は、協会けんぽのホームページをご覧ください。

- <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kanagawa>
- もしくは [かながわ健康企業宣言](#) で検索を！



働く人が元気なら、会社も元気！

川崎市地域・職域連携推進事業担当 川崎市健康福祉局健康増進課 電話 044-200-2411
～川崎市では、協会けんぽと協力して、市内事業所で働く方々の健康づくりに取り組んでおります～